



千葉県では、中小企業経営を取り巻く厳しい環境変化を踏まえ、中小企業者との協働により、全国でも特徴的な「ちば中小企業元気戦略」を平成18年12月に取りまとめました。これは、地域の勉強会などでの中小企業者との意見交換を通じ、中小企業が抱える課題やこれを乗り越えるための対策などを明らかにしたものです。

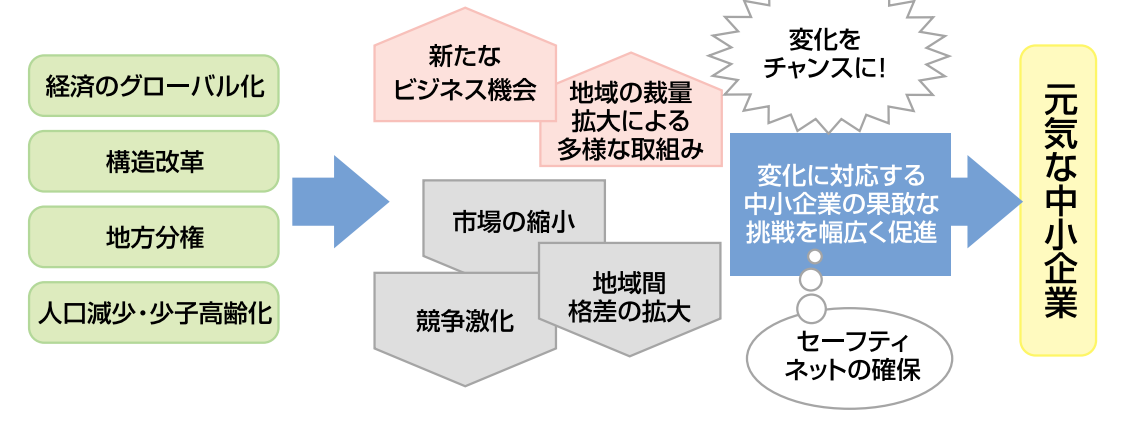
そして、この戦略を基本として、「千葉県中小企業の振興に関する条例」を平成19年3月に制定しました。

さらに、平成23年3月には戦略の見直しを行い、「第2次ちば中小企業元気戦略」を策定しました。

中小企業振興の基本理念

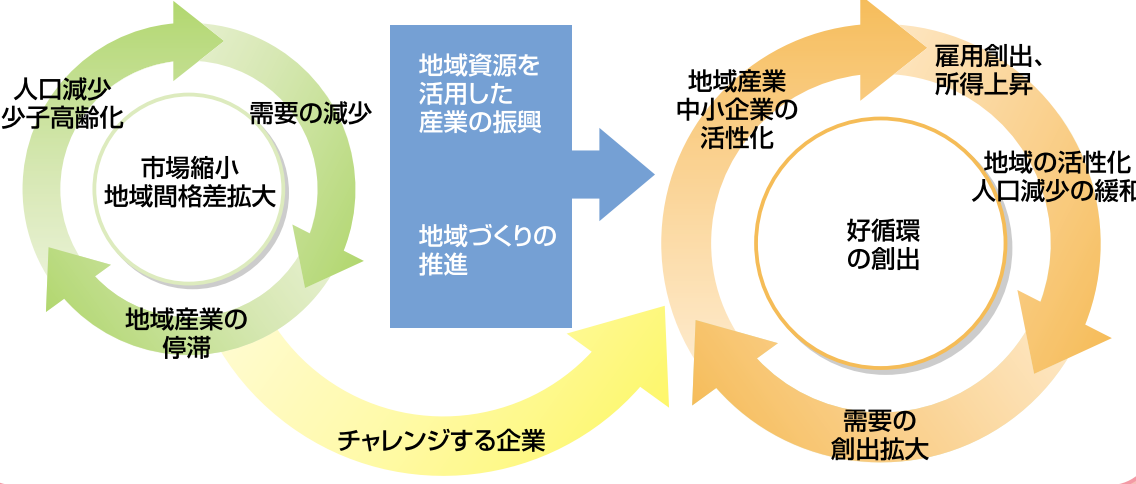
時代の潮流に対応した中小企業の自主的な取組を支援

経済のグローバル化、人口減少などの状況下で、この変化を好機と捉え、これを乗り越えるための果敢な挑戦に自主的に取り組む中小企業を支えていくため、産学官民が連携協力し、地域を挙げた支援環境の整備を進めていく必要があります。



中小企業の活性化と地域の活性化の好循環の実現

人口減少、市場縮小などの環境変化の下では、中小企業の振興は地域づくり・まちづくりと一体的に行い、地域の活性化と中小企業の活性化が好循環、相乗効果を生み出していくことが重要です。



中小企業振興施策の活用

千葉県と支援機関が連携しながら、中小企業の方々のニーズにお応えし、事業展開を総合的に支援します。

施策の項目	主な担当課・機関
資金調達の円滑化	○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2707
経営革新の促進 I T利活用による生産性向上 事業承継とリスクマネジメント	○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2712 ○(公財)千葉県産業振興センター (チャレンジ企業支援センター) TEL:043-299-2907
海外市場取引の促進	○商工労働部経済政策課 TEL:043-223-2734 ○ジェトロ千葉 TEL:043-271-4100
販路開拓支援	○商工労働部産業振興課 TEL:043-223-2718 ○(公財)千葉県産業振興センター TEL:043-299-2654
環境負荷低減に向けた取組	○環境生活部環境政策課 TEL:043-223-4139
地域づくり、まちづくりと連携した中小企業の活性化	商店街の活性化 大型店などの地域連携 ○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2824 農工商連携 ○商工労働部経済政策課 TEL:043-223-2734 観光振興 ○商工労働部観光課 TEL:043-223-2416
新事業・新産業の創出と産業集積による活性化	産学官連携による研究開発促進 ベンチャー企業の育成支援 技術力向上のための支援 知的財産の保護活用支援 デザイン活用の支援 ○商工労働部産業振興課 TEL:043-223-2719 ○(公財)千葉県産業振興センター TEL:043-299-2653 産業集積による活性化 ○商工労働部企業立地課 TEL:043-223-2444 中小企業の創業支援 ○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2712 ○(公財)千葉県産業振興センター (チャレンジ企業支援センター) TEL:043-299-2907
産業人材の確保・育成	中小企業の人材確保 ○商工労働部雇用労働課 TEL:043-223-2745 ○ジョブカフェちば TEL:047-460-5500 働きやすい環境の整備 ○商工労働部雇用労働課 TEL:043-223-2743 企業のニーズに応じた人材育成 ○商工労働部産業人材課 TEL:043-223-2754
相談支援体制の充実と官公需施策の推進	総合的な相談機能の充実 ○商工労働部経営支援課 TEL:043-223-2712 ○(公財)千葉県産業振興センター (チャレンジ企業支援センター) TEL:043-299-2907 支援情報の提供機能の充実 商工会等の相談支援機能の強化 官公需施策の推進 規制と制度改革 ○商工労働部経済政策課 TEL:043-223-2703

注) 主な担当課・機関を記載しております。個々の施策内容により担当課等が異なる場合があります。

県では「第2次ちば中小企業元気戦略」を知っていただくとともに現場の中小企業の皆様と意見交換を行う「地域勉強会」を進めています。詳しくは下記経済政策課のホームページをご覧ください。

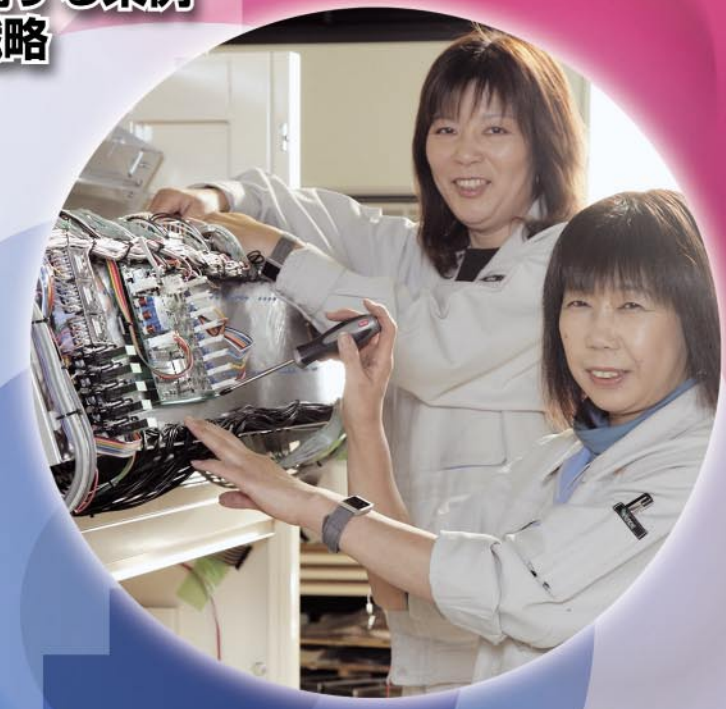
条例、戦略に関するお問い合わせ・連絡先

千葉県商工労働部経済政策課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-2703
FAX 043-222-0447
E-mail: keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp
http://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/

中小企業経営に役立つホットなメールマガジン
千葉県産業情報ヘッドライン(無料)
最新の情報をタイムリーに配信
役に立つ情報にダイレクトにリンク
千葉県ホームページ(http://www.pref.chiba.lg.jp/)の
「県政情報」⇒「広報」⇒「メールマガジン」をクリック
「千葉県産業情報ヘッドライン」をクリック
登録ホームにより登録

中小企業の元気が 千葉県の元気

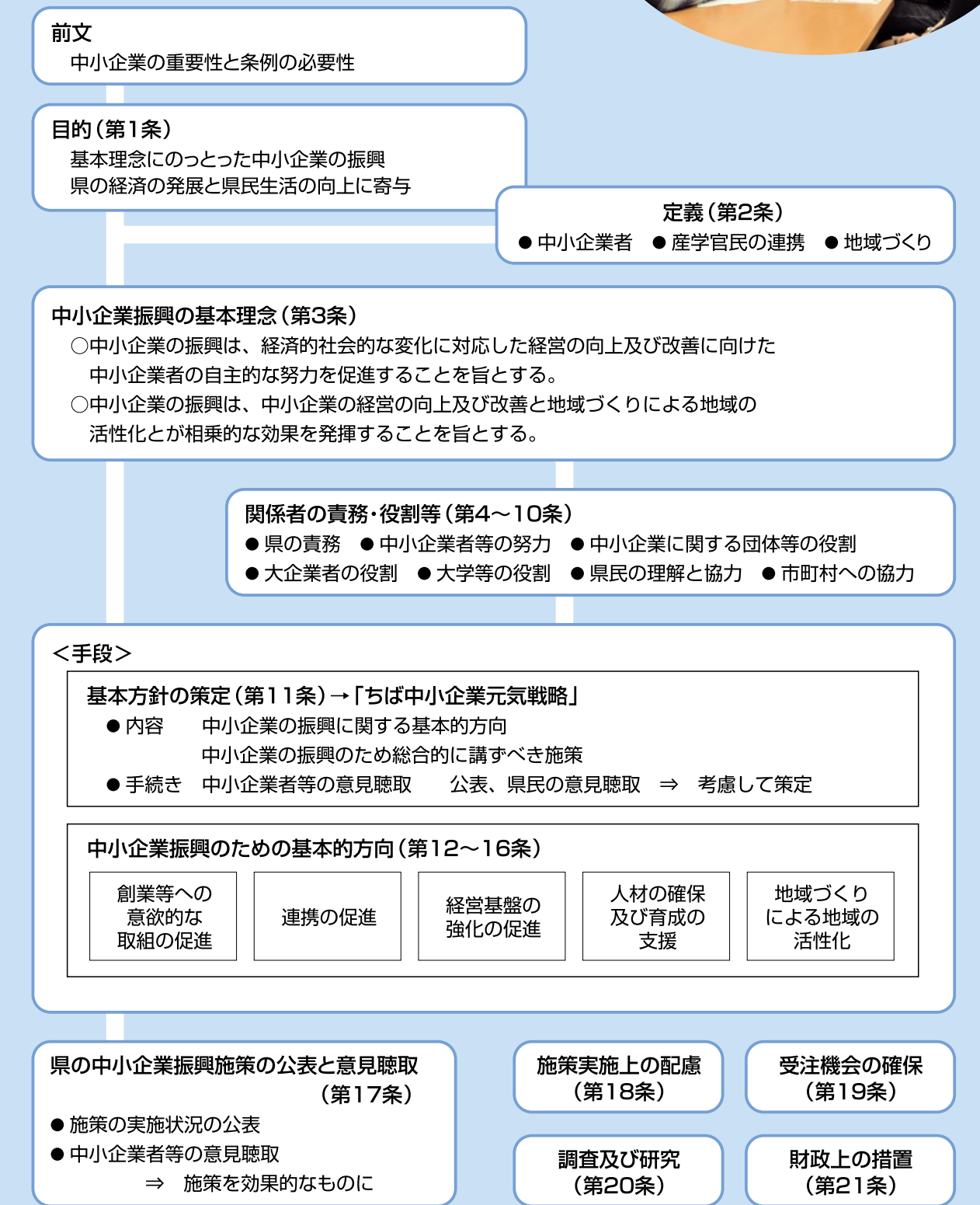
千葉県中小企業の振興に関する条例 第2次ちば中小企業元気戦略



ちば



千葉県中小企業の振興に関する条例の基本構造



1 中小企業が果たす役割の重要性と戦略の視点

(1) 中小企業は県内企業の99.8パーセントを占め、地域において多様な役割を担っています。がんばる中小企業が地域とともに発展する環境づくりが不可欠です。

(2) 産学官民が連携し、次の5つの視点により継続的に取り組めます。

- ①中小企業の自発的な挑戦を促進
環境変化に対応した新たな事業活動への取組みを促進します。
- ②企業相互、産学官民の連携による取組の促進
経営資源の強化のため中小企業間の連携を促進します。地域の担い手である産学官民の連携協力の下、県、市町村は「地域経営の充実」、民間企業は「地域貢献の充実強化」、大学は「地域との連携強化」を図ることが求められています。
- ③経営資源の不足する中小企業の経営基盤の強化
資金をはじめ、中小企業に必要な経営資源の確保に配慮します。
- ④中小企業を支える人材の確保、育成
中小企業のニーズに対応した人材の確保、育成に向けた環境整備を進めます。
- ⑤多様な地域づくりと中小企業活性化の相乗効果の発揮
中小企業の活性化が地域の活性化に結びつき、その結果、中小企業の経営環境が改善するという好循環、相乗効果を生むような地域づくりを進めます。

2 中小企業の活性化に向けた取組方向

～5つの課題～ 中小企業が抱える課題を整理し、基本的な施策の方向を明示します。

1 中小企業の経営基盤の強化

第1 経営革新の促進
第2 創業及び再生支援
第3 事業承継の円滑化
第4 中小企業の海外展開支援
第8 中小企業のIT利活用の促進
第9 資金調達円滑化

中小企業の資金や人材、技術、設備、情報などの経営資源を、行政のほか、商工会・商工会議所などの支援機関で補完し、積極的な取組みを促進する。

- 資金調達の円滑化 ● 経営革新の促進 ● 販路開拓に向けた支援
- 海外市場取引の促進
- 環境負荷低減に向けた取組
- IT活用による生産性向上のための支援
- 事業承継とリスクマネジメント支援
- 知的財産経営へ向けた支援（再掲）

2 地域づくり、まちづくりと連携した中小企業の活性化

第5 地域づくり、まちづくりと連携した中小企業の活性化

中小企業を中心とする地域のあらゆる主体のまちづくりに向けた取組みが地域を活性化し、地域の活性化が元気な中小企業につながる、こうした好循環を生み出していくため、商店街の振興、地域の資源を活用した商品開発等の取組の支援、観光振興と結びつけた中小企業支援などを進める。

- 地域と連携した商店街活性化の取組への支援
- 商店街活動をリードする人材づくり
- 大型店や大学との地域連携の促進
- 農工商連携などの活用による地域産業の振興
- 観光振興による中小企業の活性化

3 新事業・新産業の創出と産業集積による活性化

第7 技術力の向上、企業連携の促進

経済のグローバル化など、厳しい競争環境に対応していくため、中小企業の技術力の向上を図り、また、新商品・新サービス、新しいビジネスモデルの開発などにより付加価値の高い企業への転換を支援する。

- 産学官の連携による研究開発の促進
- 産業集積による活性化
- 中小・ベンチャー企業の創業・育成支援
- 技術力向上のための支援
- 知的財産の保護及び活用支援 ● デザイン活用の支援

5 相談支援体制の充実と官公需施策の推進

第6 経済発展とバランスをとった規制、規制緩和の取組み
第10 官公需施策の推進
第11 相談・支援機関、機能の充実

経営力の強化や、新たな事業展開を目指す企業を支援するための相談支援体制の充実を図る。また、「官公需」施策を充実し、中小企業の受注機会の増大を図る。

- 総合的な支援機能の充実
- 支援情報の提供機能の強化
- 商工会などの相談支援機能の強化
- 官公需施策の推進 ● 規制と制度改革

4 産業人材の確保・育成

第12 人材確保、人材育成

中小企業の技術承継等を担う中核人材など、産業人材の確保・定着、企業経営のニーズに応じた人材の育成などを支援する。

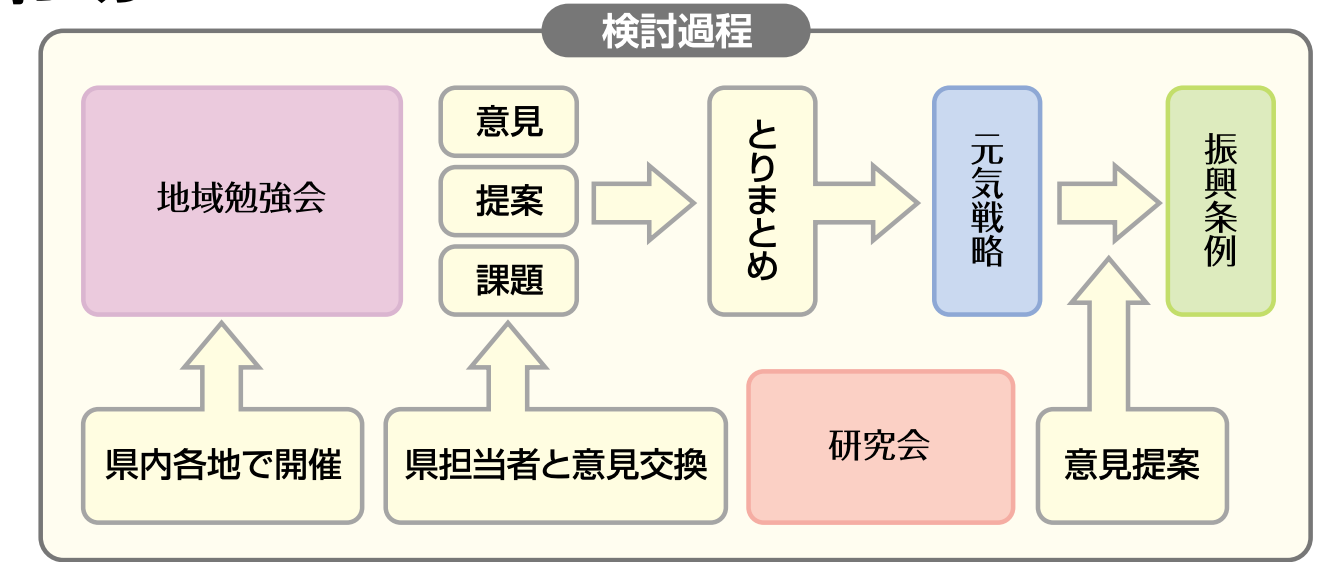
- 中小企業の人材確保
- 企業のニーズに応じた人材育成
- 働きやすい環境の整備



1 策定プロセスの特徴

～中小企業者との徹底討論による条例づくり～

中小企業者との協働によるゼロベースからの議論を積み重ねてつくり上げたものであること。
本条例の元になった「ちば中小企業元気戦略」は、県内各地で自主的に開催される中小企業者の集まりである「地域勉強会」に職員が参加し、地域の現状や課題について活発な意見交換を行い（42回の勉強会、900人以上の参加者）、その結果を踏まえ、勉強会に参加した中小企業者の方々に学識経験者を交えた「中小企業振興に向けた研究会」で中小企業の課題や対応方向等を幅広く検討し策定したものです。本条例の骨子案自体もこの研究会で検討されたものです。
さらに「第2次ちば中小企業元気戦略」についても、この策定過程に準じて「地域勉強会」「中小企業振興に向けた研究会」を経て平成23年3月に策定されました。



2 条例内容の特徴

～中小企業振興と地域活性化の好循環が基本理念～

- (1) 中小企業の活性化と地域づくり・まちづくりとを一体的に捉え、地域の活性化と中小企業の活性化の相乗効果を生み出すことが重要である旨を規定していること。
これは、人口減少、少子高齢化等により市場の縮小が危惧される中においては、中小企業の振興は、個々の企業の経営努力に加え、より抜本的な地域需要創出に向けた対応が必要であり、そのためには、中小企業の振興を地域づくり・まちづくりと一体的に行い、地域の活性化と中小企業の活性化が好循環・相乗効果を生み出すよう施策を進めていくというものです。（前文）、（基本理念 第3条）、（地域づくりによる地域の活性化の促進 第16条）
- (2) 「産学官民の連携」という概念を導入し、これを重視していること。
これは、経済のグローバル化、規制緩和、人口の減少などによる中小企業を巡る厳しい経営環境を踏まえ、企業の自助努力を促すだけでなく、企業が活性化に向けた取組みを進めていく環境づくりを、地域社会の担い手である産学官民が連携協力し、地域を挙げて作り出していくことが必要であるという考え方によるものです。（前文）（県の責務 第4条）（連携の促進 第13条）
- (3) 県や中小企業者の責務等のほか、大企業者や大学の役割を規定していること。
条例では、県、中小企業者、関係団体、大企業者、大学、県民など中小企業を取り巻く産学官民の責務・役割等を定めています。
大企業者は、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有していることから、地域づくりや中小企業振興に一定の役割を求めるとする趣旨で、また、大学は、人材育成や研究、その成果の普及などが中小企業振興に資するものであることから、地域づくりへの取組みが期待されるという趣旨で、それぞれ規定したものです。（大企業者の役割 第7条）（大学等の役割 第8条）
- (4) 県が行う中小企業施策について、中小企業者等から意見を聴き、それを以降の施策に生かしていく旨を規定していること。
右（7ページ）3（2）を参照。（中小企業振興施策の公表等 第17条）
- (5) 県が施策を立案・実施する際には、事前に中小企業への影響を考慮する旨を規定していること。
これは、県が中小企業に関わる施策を立案・実施する際には、部局横断的に中小企業への配慮に努めることを規定し、県全体が縦割りを排して、中小企業振興に向けた取組みを行おうというものです。（施策実施上の配慮 第18条）

3 評価・検証過程の特徴

～評価・検証を通じ常に施策の見直しを実施～

- (1) 基本方針を定め、又は変更するに当たっては、中小企業者等の意見を聴くとともに、広く県民の意見を求め、その提出された意見を考慮して行う旨規定していること。
知事は中小企業振興に関する「基本方針」を定めなければなりません。その策定手続きに、県民や中小企業者等による参加やチェックの機会の仕組みを規定したものです。（基本方針 第11条）
- (2) 県が行う中小企業の各種施策について、中小企業者等から意見を聴き、その意見を考慮して、施策をより効果的なものにするという施策のPDCAサイクルを規定していること。
これは、毎年度施策の実施状況を公表し、中小企業者等で構成する施策の進行管理を目的とした会議で意見交換するなどし、得られた意見を以降の施策に生かしていくことで、常に現場のニーズに応える施策を実施しようというものです。（中小企業振興施策の公表等 第17条）



※「第2次ちば中小企業元気戦略」では「第1次戦略」の12の課題を5つに再編しました。